

水道のことは水道局まで ☎ 83-4111

水とくらし



◎水道の使用開始・中止の届出はお早めに

これから引っ越しが多い時季になります。水道の使用開始・中止の際は、早め(約1週間前)に、窓口または電話にて届出をしてください。

【届出が必要なとき】

- 転入，転出，転居をしたとき
- 長期間水道を使用しないとき
- 使用者の名義を変更したとき



【届出が遅くなると…】

- 受付順のため、希望する日時での使用開始・中止作業ができない場合がある
- 中止の届出がないと、水道を使用できる状態が続くため、基本料金がかかり続ける

☎ 水道局業務課 (☎ 83-5725)

◎時間外受付窓口を設けています

水道の使用開始・中止，水道料金の支払い，修繕工事等に関することを受け付けます。

● 受付時間 7:00 ~ 22:00

※土・日曜日，祝日も受け付けます。ただし，混み合う場合がありますので，できるだけ平日の8:30 ~ 17:15にお届けください。